

令和8年7月14日公告
区庁舎設備維持費 1階男子トイレ洗面台排水管取替及び詰まり通管作業
業務委託に係る質問および回答

（令和8年7月22日掲載）

質問番号	質問	回答
1	仕様書では、排水管取替作業及び高圧洗浄機等を使用した通管作業を実施することとされています。一方、現場状況によってはローポンプによる通管作業のみで詰まりが解消できる場合もあると考えられます。この場合、ローポンプによる通管作業のみで対応した内容で見積を提出しても差し支えないでしょうか。それとも、現場状況にかかわらず、仕様書記載の排水管取替及び高圧洗浄作業を前提として見積を作成する必要がありますでしょうか。	本件は、鶴見区役所1階男子トイレの洗面台（2台）が、排水管の詰まりにより使用できない状態となっているため、不具合を早急かつ確実に解消することを目的として、排水管の取替作業および高圧洗浄機による通管作業を実施するものです。 なお、当区で調査した結果、仕様書に記載の作業内容を実施することが不具合の確実な解消につながると判断したため、仕様書に記載の作業にて見積書の作成をお願いします。
2	排水管金具に腐食・損傷等が確認されない場合は、交換を行わず既設利用として差し支えないでしょうか。仕様書で交換が指定されている理由（腐食が確認されている等）がございましたらご教示ください。	排水管金具に劣化（ひび割れ）が確認されたため、洗面台の排水管を交換します。